

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第116回）議事録

令和4年11月22日（火）
10時00分～12時00分
WEB会議

〔出席者〕

- （委員）島田委員、仙田委員、戸田委員、永田委員、長山委員、西村委員、浜田委員、村田委員、毛受委員、山口委員（計10名）
（文化庁）圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室室長、三浦地域日本語教育推進室室長補佐、相田日本語教育評価専門官、増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育調査官、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第115回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2-1 「地域における日本語教育の在り方について」（報告案）
- 2-2 「地域における日本語教育の在り方について」報告概要
- 2-3 「日本語教育の参照枠」生活Can do（試案）
- 3-1 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議における検討の方向性に関する事項（たたき台案）
- 3-2 質の維持向上の仕組みの検討の方向性（イメージ案）
- 3-3 教育実習実施機関・指定日本語教師養成機関の方向性（イメージ案）
- 3-4 関係省庁との連携について（案）
- 3-5 多言語情報発信サイト等について

〔参考資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第22期）における審議内容について
- 2 日本語教育関係 参考データ集

〔経過概要〕

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2-1及び2-2、2-3について前回からの変更点について説明があり、審議を行った。
- 3 配布資料3-1～5について事務局から説明があり、意見交換を行った。
- 4 次回の国語分科会は11月29日（火）午前10時から、日本語教育小委員会は2月10日（金）午後1時から、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループは、1月13日（金）午後3時から開催予定であることを確認した。
- 5 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第116回日本語教育小委員会を開会いたします。御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日が年内最後の会議となります。

本日もオンラインでのウェブ会議としての開催となります。傍聴の方々もオンラインで会議を御覧になってくださっておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

本日の議題は、大きく二つでございます。一つ目は、「地域における日本語教育の在り方について」（報告案）、こちらは本小委員会としての審議は今日が最後となります。本日御承認いただきましたら、来週の国語分科会への報告を目指しております。

そして二つ目の議事でございますが、日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議における検討状況の報告でございます。こちらが後半の予定でございます。

本日も限られた時間の中での審議となりますが、進行に御協力いただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、事務局から定足数と配布資料の確認をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日は委員総数16名のうち、10名出席いただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

続きまして、配布資料でございます。全部で9点になっております。配布資料1が前回の議事録案、配布資料2-1が「地域における日本語教育の在り方について」報告案、配布資料2-1が報告概要、配布資料2-3が「生活C a n d o試案」となっております。配布資料3でございますが5点ございます。配布資料3-1が「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議における検討の方向性に関する事項」（たたき台案）となっており、3-2「質の維持向上の仕組みの検討の方向性（イメージ案）」、3-3が「質の維持向上の仕組みの検討の方向性（イメージ案）」、3-4が「関係省庁との連携について（案）」、3-5が「多言語情報発信サイト等について」です。参考資料は2点、今期の小委員会審議内容についてと参考データ集となっております。いずれもホームページで公開されております。大部になりますが、よろしくお願いいたします。

○浜田主査

議事に入ります前に、委員の皆様には配布資料1の前回の議事録（案）をお配りしておりますので、御確認いただきたいと思っております。修正がございましたら、1週間後をめぐりに事務局まで御連絡ください。なお、最終的な修正後の議事録の確定は、私、主査に御一任いただけますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○浜田主査

それでは議事1に入ります。「地域における日本語教育の在り方について」、前期からの検討を経まして、本日は取りまとめを目指して、本小委員会での最終審議となります。

前回の審議及びその後、委員の皆様からお寄せいただいた御意見を基に修正を加えております。事務局の方から説明をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

それでは、配布資料2-1「地域における日本語教育の在り方について（報告案）」をお手元に御覧ください。変更点を中心に御説明申し上げたいと思っております。

まず30ページに飛んでくださいませ。30ページ、上から三つ目の丸でございます。こちらには総括コーディネーターについての説明書きを新たに記載しております。その上にありますグラフの左端、こちらは「地域における日本語教育に携わる人材のうち、どのような人材が特に求められているか」という地方公共団体に対するアンケート調査ですが、「域内の司令塔となるコーディネーター（総括コーディネーター）」と書いてございます。38の大変多い地方公共団体が総括コーディネーターが必要と回答しているとありますが、この総括コーディネーターについての説明が十分書かれていなかったことから、説明を記載いたしました。

文化庁では、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業において、地域日本語教育コーディネーターの中でも域内の司令塔となる者を「総括コーディネーター」として配置及び活動支援を行ってきました。総括コーディネーターは、広域で実施される日本語教育事業の推進に当たって、域内の市区町村等や関係機関等と連携し、事業全体の企画・進捗把握・連絡調整・評価・改善等を実施するものです。また、域内のブロック別あるいは教室ごとに配置された地域日本語教育コーディネーターの連携の要としての役割を持つとともに、域内で展開される各日本語教育プログラムに対して指導・助言を行うものでございます。このため、日本語教師としての専門性や経験を有し、地

域日本語教育コーディネーターとしても活動歴があることが望ましい。こうした中核的な役割を果たす総括コーディネーターに対する期待は高まっており、人材の発掘・育成が急務となっているといった状況を書かせていただいております。

続きまして、32ページを御覧ください。上から二つ目の丸です。地域日本語教育コーディネーター、また、日本語教師のネットワークが十分でないという御指摘がございました。専門人材が、課題や実践事例などを共有したり、改善方法について学び合うためのネットワークが十分ではない地域がある。地域日本語教育に関わる日本語教育機関や日本語教師の連携体制について検討することが必要ということ課題として追加いたしました。

37ページを御覧ください。こちらには、留学生を受け入れている法務省告示日本語教育機関で、生活日本語のプログラムを実施していると回答した機関が77に上っているということでデータを載せておりますが、その下に、「しかし、地方公共団体においては、生活者としての外国人を対象とした日本語教育プログラムを実施する日本語教育機関の存在を把握できておらず、地域における日本語教育プログラムの開発や日本語教師の派遣などの連携が進んでいない地域がある」と告示機関との連携が十分でない現状を追加いたしました。

39ページを御覧いただきたいと思えます。こちらには、「3. 地域における日本語教育の基本的な考え方」の「(1) 地域における日本語教育施策の方向性について」、①基本的な方針の策定の部分でございますが、基本的な方針や計画を策定する際の観点を新たに追記しています。39ページの上ですが、地方公共団体が基本的な方針・計画を作ろうとしても、何を盛り込めばよいかという、最低限盛り込んでおくべき必要があるものについては例示するべきではないかという御意見を踏まえ、こちらに五つ、ポイントを上げております。

一つ目が、域内の外国人住民の状況・日本語教育の現状・課題等。

二つ目が、日本語教育の推進の基本的な方向。目的・地方公共団体の責務・事業主の責務・役割分担等。

三つ目が、日本語教育の推進の内容に関する事項。例えば対象及び施策内容（外国人等である幼児・児童・生徒等、被用者等、地域における日本語教育等）についての施策の内容。また、住民の理解と関心の増進、日本語教育に携わる人材の育成、情報提供及び地域のニーズ、外国人の個々のニーズ把握等をしていきます。

四つ目が、推進体制、連携について。

五つ目が、基本的な方針・計画の見直しについて。

米印ですが、類似の方針・基本計画に既に盛り込んでいるもの、盛り込む場合については、重複を考慮して、これら米印が付いているものは省略することもできるとしてあります。

また、類似の方針・計画などに当該内容を盛り込む場合は、日本語教育に関する基本的な方針の要素を含むという旨を明記していただくことが望ましいということも追記しています。

その次の丸ですが、基本的な方針等の作成に当たっては、知見を持つ有識者から構成される委員会を設置するなどして検討を行い、必要であれば広く意見を聞くことが望ましいとしています。また、その際、文化庁の事業を活用できることも記載させていただきました。

続いて、39ページ、一番下の丸です。日本語教育の推進に関する基本方針を策定する際には、各地方公共団体が地域ごとの実情に応じて、次のような柔軟な対応を取ることが考えられるとしまして、一番下のポツを追記しております。これは、既に類似の方針を策定しており、日本語教育の推進に関する記載が含まれる場合、当該方針をもって代えることができる。また、日本語教育推進に関する記載が複数の方針等に含まれる場合は複数の方針をもって代えることができることとするということで、最後の文、誤植がありました。このような内容を追加させていただきます。

続きまして、42ページを御覧ください。上から二つ目の丸でございます。こちら、前回仙田委員から御指摘を頂きましたが、コースの途中で就労や出産などの事情により一度日本語教室から離れた者が、出産・子育て、続いて、就労・離職という、「離職」を入れております。離職などを契機に日本語学習を再開する者もいることから、初期段階だけでなく、多様なニーズ・レベルに応じて学習に参加できる体制を構築していくことが大切と改めております。

続きまして、43ページを御覧いただきたいと思えます。ここからは、「③外国人等の多様なニ

ーズを踏まえた日本語教育環境の整備」でございます。新しく一つ目の丸を追加しました。地域における日本語教育の環境整備に向けて、日本語教室を開設・実施する際には、以下のような段階を経ていくことが考えられるとしまして、これから日本語教育室の設置を考えて取り組んでいこうとするときには、ステップがある、幾つかの段階を経ていくということを示したものです。

①から⑦まで挙げておりますが、①関係者会議の設置、②現状把握のための調査、③日本語教育プログラムの策定、④人材の確保・配置・育成、⑤日本語教室の試行・実施、⑥地域住民の理解促進、⑦点検評価・改善、こういったことを考えて計画を立てることが必要ということに記載しております。

57ページを御覧ください。「(3) 対象となる学習者」ですが、上から三つ目の丸、地域における日本語教育の対象となる学習者の中には、難民等の特段の事情を持つ者や、障害をもつ方の次に、宗教的事情がある方という観点も入れました。これは、特定の宗教の中では、特に男女が同じクラスで学ぶことが難しい、女性だけの学習の場が必要になるといった配慮であるとか、お祈りのためのスペースがないと長時間の教室に参加できない方もいるといった委員からの御指摘を受けまして、追記いたしました。

その下、上から四つ目の丸ですが、先日の是川委員の御発表を受けて、学習ニーズに応じた対象別コースやクラス分けを行う際には、当該背景・事情を持つ者が、当該クラスに所属することによる社会的な影響について十分に検討を行うことが必要であるということ。つまり、女性だけのクラス、難民だけのクラス、そういったものを作ってしまうと、その方がほかの学習者と交わることがなくなってしまう、教室に何か名付けがされて、ほかの方と区別をする際には配慮が必要であるといった意見を加筆させていただきました。

続きまして、62ページを御覧いただきたいと思います。「教育内容・方法等」について、「①教育内容」、この中に五つの言語活動について記載をしていなかったため御指摘を頂きました。教育内容について検討する際に、聞くこと、読むこと、話すこと（やりとり）、話すこと（発表）、書くこと、この五つの言語活動について触れている必要があるということで、上から三つ目の丸に新たに追記させていただきました。地域における日本語教育においては、五つの言語活動について学習機会を提供するよう努めることが望ましいと書かせていただきました。

例えば「話すこと」と「聞くこと」を中心にして、文字についての指導が行われなかったといった現状があると聞いていますが、文字についても扱うこと。「読む」と「書く」についても何らかの形で、ボリュームは違えど、扱う必要があるということに記載いたしました。

次の63ページが一番上ですが、こちらにも新たに追加しております。生活者としての外国人には、永住者や定住者以外に、留学生や就労している者、日本人と結婚されている方、家族呼び寄せで来日した若者など多様な背景があることから、生活だけでなく、子育てや働くことに関する教育内容、こういったものも含めてC and oを選択し日本語教育プログラムを作成することが期待されるというふうに、「生活C and o」、生活だけではない部分への配慮を記載しました。

続きまして、69ページです。こちらは西村委員から御指摘いただきましたことを二つの丸で追記しております。上の方から、地域における日本語教育では、言語活動別の日本語能力の判定ができる専門性を有する日本語教育機関等と連携し、例えば外部のテストを受けるといったことではなく、コース修了時にA1・A2・B1といった日本語のレベル判定を行い、日本語レベルが記載された受講証明や修了証を発行することにより、地域を移動する学習者のための日本語能力の証明を行うことも考えられる。

続いて、日本語学習者が簡易に日本語能力を自己評価できる「にほんごチェック！」というアプリの紹介を日本語能力の評価に追記させていただきました。

70ページ、71ページ、「日本語教育プログラムの点検・評価」には札野委員から御指摘をいただき、丁寧に記載させていただきました。自己点検チェックリストとして記載された部分もありますし、最後の方に「将来的には」とありますが、将来的には、正式な手続に沿ったプログラム評価や第三者評価を受けるといったことも今後考えていってはどうかということをご提案として書かせていただきました。

76ページも札野委員から御指摘いただきまして、「(8) 地域における日本語教育事業・施策

の評価」についてです。こちら、評価の観点ということで、詳細、この中からお選びいただくことができるように、幾つか分野を区切って書かせていただきました。

日本語教育事業の評価項目としまして、77ページですが、「(1) 事業や日本語教育プログラムの設計について」、「(2) 日本語教育プログラムの実施状況や効果について」、「(3) 事業推進の成果について」、こういったことで、地方公共団体の方が参考にさせていただきやすいように、項目を例として挙げております。

本体の大きな修正については以上となっております。

続きまして、参考資料ですが、参考資料1、関連報告調査資料等としまして、3ページにわたり、この報告の中で取り上げております報告、各地方公共団体の施策、そして調査、また、文化庁の関連事業などのリンク先を掲載しております。

配布資料2-2は報告案の概要となっております。報告が100ページを超える大部なものとなっておりますので、配布資料2-2の概要の図も文字が多くなってしまっておりますが、現状と課題、そして基本的な考え方など、重要な項目についてはこの1枚に盛り込んでいます。こちらについても、このような見せ方で一般の方々に御理解いただけるかどうか、この観点で今日御意見を頂ければと思っております。

続きまして、配布資料2-3になっております。こちらは、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」(案)でございますが、最初の計画では、報告案の中に収録するということが計画しておりましたが、検証は本年度末を予定しておりますことから、取り出してプリントアウトもできるように、別冊にしております。

「案」が取れるのが本年度末となっております。

事務局からの資料説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○浜田主査

ありがとうございました。配布資料2-1、2-2、2-3について御説明を頂きました。

先ほども申し上げましたように、本日は、来週11月29日の国語分科会への報告に際しまして、最後の審議となります。委員の皆様方におかれましては、言い残しておられること、書き足りないと思われること、あるいは表現の仕方など、お気付きの点については是非御指摘を頂きたいと思えます。あるいは記載内容に関するコメント等でも結構でございます。御発言される方は挙手ボタンを押していただけたらと思えます。では、仙田委員、永田委員、西村委員の順でお願いいたします。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

39ページの一つ目の丸のところでございますが、地方公共団体にとって、基本的な方針などを策定する際の観点が必要ではないかという意見を前回発言させていただいたのですが、やはりこういったものがあることによって、非常に取り組みやすくなるのではないかという感想を持ちました。

40ページ、41ページから大変よく練られた各地域の方針なども併せて見ることによって、これから各地域で計画の策定が進むことを期待したいと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。では、永田委員、お願いいたします。

○永田委員

今、地域で日本語教育をやられている方で、自分たちがやっていることはこれでいいのかどうかという声も聞く中、今回、このようなよりどころが出されたということは大変意義があることだと感じております。

私からは報告書に関して、今後に向けてなのですが、前回は話が出たかと思うのですが、今回こういう報告書で出されたようなことを、どのようにこれを広めていくのかというのが大事になるだろうと思っております。日本語教育関係者は割とこういう情報が届きやすいように思うのですが、

特に地方公共団体の方に丁寧に届けていく必要があるだろうと思っております。

同じく今後に向けて、今回の報告書に書かれているようなことを今後実現していくためには、専門性を要する日本語教育人材が大事になってきて、持続的にこういうことを続けていこうと思うと、専門性を有する日本語教育人材をどのように育成・養成あるいは研修していくかという、更に1段高い専門性を有する人材というものも今後、持続的・継続的に育成・養成していく必要があると感じているところです。

以上、今後に向けて2点コメントさせていただきました。

○浜田主査

ありがとうございます。1点目、地方公共団体にどのように届けるかということについて、事務局からもし何かあればお願いしたいと思います。2点目については、後半の有識者会議での審議内容にも関わってきますので、又そちらで改めて御意見を頂ければと思います。

1点目について、事務局、いかがでしょうか。

○北村日本語教育専門職

文化庁国語課地域日本語教育推進室の北村です。よろしくお願いいたします。

地方公共団体に対してこのような報告や施策に関する情報を届けることに関しては、大変重要なことかと共感するところです。機会といたしましては、都道府県・政令市向けの会議や、あるいは各市区町村に向けた研修等で取り上げることが可能です。実際に今年度中にも、今年度末に開催予定ですが、そこでももちろん御紹介と、あと、ここの中で取り上げました実例等も、都道府県や政令市、市町村の皆さんに御協力いただいて、お話しただけならなと計画しているところです。

○浜田主査

永田委員、よろしいでしょうか。

○永田委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○浜田主査

西村委員、お願いいたします。

○西村委員

今の地域と連携して広めていくということと関連しまして、私の学校でも渋谷区と連携して日本語教室等を行っているのですが、どうしても担当が代わっていったときに、引継ぎが十分にいかんかったり、連携がそのところで一旦止まってしまったりするというようなことが課題の一つとしてございます。私たち日本語学校の側もそうですね。

担当者が代わるとそれがうまく進まないというのは非常に残念なことかと思っておりますので、今回こういう一つの大きい軸が出来て、しっかり引継ぎをしながら積み重ね、高めていくことが大事だと感じました。

69ページの前回私が発言したことを取り上げていただいて、ありがとうございました。この中の二つ目の「にほんごチェック！」ですが、実は私の学校でもこれを使って短期コースの前と後ろでCan doがどう変化していくのかやってみようと思ったところです。出来たばかりですので活用事例がまだまだ少ないと思うのですが、これはとても大事なツールだと思いますので、是非今後も継続的に活用例を取り上げて共有できるようになったら素晴らしいと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。担当者が代わるとなかなか引継ぎが難しいということは、いろいろところで起こっている問題かと思っておりますが、この報告書が出来たことで、情報共有しやすい方向に向

けばと思います。

また、文化庁からも様々、地方公共団体に働き掛けてくださる機会があるということですので、先ほどの「にはんごチェック！」も含めまして、継続的に情報発信をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、毛受委員、お願いいたします。

○毛受委員

文字の修正についての提案と意見です。修正の意見は、1 ページ目の「検討の経緯」のところで、2 段落目の一番下に「ロードマップが初めて決定され、日本語教育が重点項目とされた」とありますが、ロードマップではもう少し詳しく書いていまして、ライフステージに応じた体系的な日本語学習というふうになっています。ライフステージに応じた体系的な日本語学習、これは非常に重要な点だと思いますので、単なる日本語教育というよりも、そのように書いていただいた方がいいのではないかと。これは全体にも関わる点だと思います。提案です。

意見ですが、今回の報告は非常に画期的なものだと思います。ただ、言ってみればまだ中間的なもので、実はこれから先がまだあるだろうとっております。というのは、記述全体が、こうすることが望ましいとかこういうことが期待されるということがたくさんありまして、最終的に日本語学習の例えば費用について考えてみると、日本語学習の費用というのは、学習者本人が負担すべきものなのか、あるいは地方公共団体が負担すべきものなのか、国が負担すべきものなのか、企業を負担すべきものなのか、あるいはNPOが負担すべきものなのかという点が、この中では非常に曖昧だと私は考えております。いろいろ名前を挙げましたが、どこか1 か所が費用負担をするのではなく、分担すべきものであるという考え方もあるかと思っております。

地方公共団体と国との関係でいうと、地方公共団体にお話を聞くと、やはり人口がどんどん減ってきて高齢化が進む中で、いろいろな社会課題が非常にたくさん増えてきている。その中で地方公共団体の職員を減らされている実態があり、キャパシティ的に、以前のように補助金を出せばどんどんやってくれるという体制ではだんだんなくなりつつある。

そういう中で、従来型で補助金を付けて地方公共団体にどんどんやってもらうというやり方でこの話が進むのかどうか。その根底には、日本語教育というのは費用を誰が本来負担すべきなのかという議論は、これは恐らく次の課題として考えるべきで、本人が一部負担すべきという考えも当然あっていいと私は思いますし、あるいは企業も一部負担すべきという考えもあるかもしれませんし、いろいろなケースによって違うと思っております。

つまり、この報告案としては、今後の課題を付け加えていただいて、例えばその中で、日本に住んでいる外国人はB 1 を最終的に目指すことを検討するか、最終目標として少し提示するといった、今後の課題に触れていただくと良いと思います。報告書の概要でも、B 1 が最終的な目標になり、その辺りまでやっていただくと、我々として最終目標地点がある程度見えてくるという形にすることが良いのではないかと私は考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。1 点目、1 ページになりますが、ロードマップのところについてももう少し加筆していただきたいと。それから2 点目が、今後の課題というのは、今、全体のアウトラインのところはないのですが、何らかの形で対応していただくということは可能でしょうか。事務局、いかがでしょうか。お願いいたします。

○増田日本語教育調査官

毛受委員の2 点目のご指摘にある費用の負担等々については、おっしゃるとおり、現時点ではこの報告の中に盛り込んでおりません。それは、私たちも現状がどうなっているのかという実態を十分に把握できていないということがございます。今後、地方公共団体の方々と協力しながら、実績を積み重ねたものを私たちも収集しながら、中長期的にどのようにしていけばいいのかを検討してまいりたいと思っております。今後の課題として、報告書の中に書き込めるよう工夫させていただ

きたいと思います。

もう一つ、レベルについて、B1と委員の皆様にも力強く言っていただき、報告にもB1レベルを目指すということを書き込ませていただきましたが、もう少し分かりやすく書き込みたいと思っております。

このB1「自立した言語使用者」を目指すということは、令和2年度に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」にも既にも書かれておりまして、国策として銘打たれております。この基本方針に基づいてこの報告も同じ方向性で取りまとめておりますので、地方公共団体の皆様にも将来的にB1レベルまで学ぶことができる日本語教育環境の整備を文化庁としても求めていきたいと考えております。

それがもう少し力強いメッセージとして書かれるように、工夫させていただきたいと思っております。

○浜田主査

よろしいでしょうか、毛受委員。ありがとうございました。

では、村田委員、お願いいたします。

○村田委員

分の本職の経験からいたしましても、事業の評価というのは大変難しいと感じております。今回、報告書の中にこういう評価の観点がちんと明記されたのは大変よかったですのではないかと思います。

ただ、評価というのは、きちんとかやれば本当に大変な一方、適度にやるということも済まされまますので、これが本当にきちんとか評価ができているのかということ、いずれ第三者のチェックということも書いていただいておりますが、そういった方向に持っていけるような仕組みが必要ではないかなと感じました。

そのことも含めまして、何人かの委員の方もおっしゃっておられますが、この報告書の冊子が出た今後、どのような変化が起こっているのかということです。うまくいっている地方公共団体の先進的な取組というのはもちろん参考になると思うのですが、恐らく新たに取り組まれるところは試行錯誤だと思っておりますので、そうしたプロセスも何らかの形で共有できるネットワーク・連携事例を活用しながら、単なる批判ではなく、出てきた問題をきちんとか文化庁が吸い上げ検討していける仕組みがきちんとか出来ていくことが今後重要ではないかなと感じました。

○浜田主査

事務局の方、よろしいですね。では続けまして、長山委員、お願いいたします。

○長山委員

2点ございます。1点目が、43ページで地方公共団体の日本語教育の環境整備のステップを①から⑦まで示されているところですが、恐らく④人材の確保も育成もできました、さあ始めましょうといったところで問題になってくるのが、参加の促進というところがあって、②のところ、ニーズはあります、外国人も相当数います、だから日本語教室が必要ですとあって、いろいろな準備をして、始めてみたものの、なかなか教室に来てくれないというのはよくある話だと思います。

日本語教室の存在や情報を地域の外国人の方へどうやって伝えていくのが肝になる部分の一つだと思います。この部分を間に差し込むのか、あるいは⑥の地域住民の理解促進の中に含めて記載されるのか、どちらかになるかなと思いますが、入れた方がいいと思います。

それと、2点目はコメントになりますが、概要ペーパーの方でも、「3. 基本的な考え方」の「(2) 地域における日本語教育の実施主体」で、企業が積極的に関与することとはっきり書いていただいたのは非常に意味があると思います。先日、私、企業さんの業界団体で、外国人の雇用を積極的に促進したいとお考えの団体の会合に出ていたのですが、なかなか企業の日本語教育に対する責任に対して、遠慮があって、国も地方公共団体もはっきり言ってくれないと。むしろはっきり言ってくれた方が動きますよと企業の方からおっしゃっていたのが非常に印象的だったので、遠慮しない方がむしろいいという話が出ていましたので、このように書いていただいたのは非常に意味があ

ると思います。

最後に1点だけ、細かいことなのですが、38ページ「日本語教育の推進の内容に関する事項」で、対象者の記載が「外国人等である幼児・児童・生徒等」、それから「被用者等」という言葉が入っていますね。日本語教育基本法でも被用者という言い方をしていますが、この言葉は一般の方にとって極めて分かりづらい言葉なので、「就労者」など、いろいろな方に分かりやすい言葉を使われたらいいと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。1点目、地域の中で日本語教育の機会をどう広報していくかって非常に重要なことですので、多分ニーズ調査の段階で本当にうまくいっているかどうかということも大きな関わりを持っているかと思うのですが、工夫をしていただければと思います。それから企業の関わり。最後の被用者については、少し表現を工夫していただければと思います。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

最初に資料についてのコメント、その後に本資料についての感想を述べたいと思います。

資料の42ページ一番下の丸のところの下から2行目に、各研修の「教育機会を積極的に受講し」とあるのですが、この受講は、誰が受講するのかというところがはっきりしていないように思いましたというのが1点。

それから、43ページの流れについて、述べられて加わったところは非常に分かりやすいと思いました。それから、51ページの下から2行目、「外国人住民及びそのコミュニティの意見を聞く」というところも、これはもっともだなどと思っております。

もう一つなのですが、57ページ、先ほど御説明があった下から二つ目、「学習ニーズに応じた対象別コース」というところで、この文章が、このままですと少し誤解を生まないかなと思いました。というのは、「社会的な影響について」というところが十分に読み手に伝わらないのではないかと。むしろ多様な人々の交流が図られるというようなニュアンスを伝えてはいかかかと思いました。

以上が資料についてのコメントです。

それから感想なのですが、先ほど毛受委員がライフステージという言葉が述べられました。私も本当にそう思っていて、ライフステージの中でいろいろな段階の日本語教育があると思うのですが、定住化が進んでいる中では、やはり読む力が大切、書く力もそうですが、読む力というのが非常に大事になってくると思いますので、その点を一言述べたいと思いました。感想です。

これまでも本委員会でお伝えしてきましたように、地域における日本語教育の実施に当たっては、その地域の状況やリソースについて把握している地方公共団体の方々の力、知見がなければ実現しないものだと思っています。もちろんその前提には、経済的な面でも、また、人材育成の面でも、国の支援が必要であるということは大前提だと思っております。

これまで当協会は、地域の、地方公共団体の皆様から日本語教育の質を高めたいという要望が出て、研修などをさせていただいているわけですが、その要望のある一方で、やはり日本語教育コーディネーターの存在というのが非常に大事であるということを知っています。日本語教育の質ということと人材の育成は全く急務であると考えます。

地域で日本語教育に関わる方々の思いというのは、日本語を必要としている、日本語を学びたいという方々と向き合って、日本語を使って自立した生活を送れるように支援したいということだと思います。これは決してボランティア活動について何かを述べようということではなく、地域全体で多様で豊かな日本語教育活動が行われることを願っているということです。

○浜田主査

ありがとうございます。具体的な表現の修正としましては、受講対象というところがもう少し分かりやすくなるようにということと、それからクラス分けの配慮について、影響ということだけではなくて、その意義についても書いていただきたいということでございます。よろしくお願ひいた

します。

では、仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

先ほど長山委員から、日本語教育プログラムの周知の難しさとか参加してもらうことの難しさに触れられたと思います。そのことに関連することになると思うのですが、2点です。51ページの三つ目の丸のところに、「地域の日本語教室の開催場所についても、外国人が通いやすく」というところがあるのですが、「多様な場を設定することが望ましい」というところの一つの例として、オンラインというのも加えていただけたらどうかと思いました。ほかのところで、45ページでオンラインによる事例も紹介されていますので、併せてこちらにもオンラインという記述があったらいいのではないかとということです。

それからもう1点、評価のところなのですが、77ページですね。(2)の二つ目のポツのところに、日本語学習者や日本語学習支援者等の出席状況はどうかというような項目が上がっております。確かに出席状況の把握も重要であると思いますが、少し角度を変えると、先ほどの教室への参加のしやすさ、アクセスのしやすさといったことも、追加してはどうかという気がしましたので、御検討いただければと思います。これは(1)の設計の方に入ることなのかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○浜田主査

ありがとうございます。オンラインについて加筆するという。それから、学習者の出欠というのは、結局プログラム自身が参加しやすい形になっているかということの検証に関わるということで、その2点について加筆をお願いしたいと思います。

では続きまして、永田委員、毛受委員の順番でお願いしたいと思います。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

報告書に関しては先ほどお伝えしたとおりなのですが、配布資料2-2の概要に関して、多くの人に知ってもらうという意味で、この概要も大事だと思っております。

そうしたところ、この1枚にかなり苦勞して盛り込まれたなというのが、御苦勞がよく伝わってくるのですが、もし1枚にまとめる必要がないのであれば、これはこのまま残すとして、この前に要点だけ例えばまとめたようなものを付けられると、更に詳しく知りたい人は2枚目も見ていただき、ポイントとなる重要な情報だけをこの前に付けられると、より分かりやすくなるのではないかと思います。

○浜田主査

概要の、更に概要のようなものでしょうか。

○永田委員

そうですね。

○浜田主査

背景についてもなかなか理解が十分広まっていない中で、背景についても併せてできるだけ盛り込むということで概要を作ってくださいと思いますが、よりポイントを絞ったものがあると良いというご意見でした。引き続き、分かりやすさの観点から形態については、事務局に工夫をお願いしたいと思います。

○浜田主査

毛受委員、お願いいたします。

○毛受委員

67ページに「にほんごチェック！」という、外国人の方が自分の日本語能力をチェックできるという話があるという話があります。事務局の方にお聞きしたいと思いますが、これは何分ぐらいでチェックできるもので、それでどのぐらいの正確性があるものかということを経理局の方にお聞きできればと思います。

○浜田主査

事務局からお願いいたします。

○松井日本語教育調査官

チェックに必要な時間ですが、A1レベルという一番低いレベルから順番に行いますので、レベルが上がれば上がるほど時間がかかります。Cレベルまでいきますと、チェックの時間はおよそ10分程度と考えております。

また、正確性については、各レベルの境界は明確ではなく、はっきりと切り分けられるものではありませんので、あくまでも大まかに6レベルを簡易に自己評価するという趣旨で設計されたものでございます。

○毛受委員

10分で日本語能力が判定できるというのは、すごいものだなと思いました。なぜお聞きしたかという、私、新宿区多文化共生まちづくり会議というのをメンバーでやっけていて、新宿区の場合は、住民登録に来た外国人に対して、現在、多言語での生活の動画のアプリとか、動画配信、それからいろいろなSNSのアプリを、来ていただいた時点で入れていただくようにしています。それによって、その時点で、外国の方になかなか情報が伝わらないという話が出てきますが、アプリが入っているの、そのアプリに直接情報を届けるというふうにしています。

この「にほんごチェック！」も、外国人の方が来た時点で、地方公共団体でやっていただく。任意にですが、例えば国際交流協会に届けていただいて、あなたのレベルであれば地元ではこういう教室がいいのではないかとお伝えする、あるいは、これを広めれば、日本国内で外国人の日本語レベルはどうか大体分かると思うのです。

いろいろな情報はありますが限られた情報なので、10分でできるのであれば、例えば1年以内に日本に住んでいる外国人の半分がこのチェックを受けるといぐらいの勢いで地方公共団体の方あるいはNPOの方にも協力していただいて、日本に住んでいる外国人のレベルを把握する。10分でできるというのは非常に素晴らしいものだと思いますので、まず徹底してやっていただくのが重要なのではないかと私は思います。

○浜田主査

ありがとうございます。個人情報との関わりというのもあって、なかなか難しいところもあるかと思いますが、地方公共団体での活用のアイデアとして、是非活用していただければいいと思います。

たくさんの御意見、コメントを本当にありがとうございました。委員の皆様におかれましては、いま一度、報告書の内容を精査いただき、お気づきの点がございましたら、1週間後で既に国語分科会になりますので、できるだけ早く事務局まで御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

頂いた御意見を事務局と検討いたしまして、次回の国語分科会への報告として整えてまいりたいと思います。時間が限られておりますので、最終的な文言につきましては、私、主査に御一任を頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○浜田主査

11月29日の国語分科会に向けて、皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事2に参ります。現在、日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を行っておりますが、その有識者会議では、日本語教師の国家資格、そして留学のビザに関わりまず日本語教育機関の認定等に関する検討を行っているところでございます。

現段階までの検討状況について、事務局から御報告をお願いいたしたいと思っております。配布資料は3-1から3-5になります。では、事務局、お願いいたします。

○圓入国語課長

それでは事務局から、配布資料3-1以降、連番になっておりますが、こちらを使わせていただきながら御説明させていただきたいと思っております。

有識者会議につきましては、随分前になりますが、審議会の方でも開始させていただくということは御案内させていただいておりますが、第1回を5月末に開催しました後、今回第6回まで議論を重ねていただきまして、たたき台ということではございますが、まとめに入る前に審議会の方でも検討状況について御報告させていただきまして、審議会の先生方に是非御意見いただきまして、次回第7回が12月13日になりますが、こちらの有識者会議にも御報告させていただきたいと思っております。

なお、有識者会議につきましては、第7回、12月13日に開催しました後に、素案ということで、できましたらまとめさせていただいて、一度、多くの方々に御意見を頂きたいという機会として、意見募集の開催もさせていただきたいと思っております。頂いた御意見も踏まえながら、最終的なまとめにつきましては、年内、年明けぐらいには一旦まとめさせていただきたいと思っております。

その後でございますが、法律案ということで、以前から御意見いただきました案につきましては、今、並行して準備させていただいておりますが、様々な御意見を踏まえまして、法案の方も国会に提出できたらと考えておりますが、まだ時期としては確定していないという状況ではございますが、今回の臨時国会では、今、検討中という形で国会の方には登録させていただいているところでございます。

いずれ有識者会議の報告も踏まえまして、次の段階としては、法案の状況を見ながらではございますが、こちらの審議会の先生方に御議論いただきたいと考えております。その段階になりますとかなり詳細になってくるかと思っておりますが、これから御説明いたします日本語教育機関の認定基準や、これから検討させていただく資格についての基準ということで、更に詳細になってまいります。そういったことについては、専門的な御知見を頂きながら、先生方に御意見を頂きながら、おまとめをさせていただくということ、年度末、状況によっては年度内から来年度以降にかけて、是非御協力を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料でございますが、配布資料3-1を御覧いただければと思っております。最初に検討項目を1ページに書いております。1、2、3、4ということで、これまで6回にわたりまして御議論いただきましたのは、1番が「日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について」、まずは背景・経緯から全体の方向性ということで1番目にまとめさせていただいております。こちらについては、これまで審議会でも御議論いただきました令和2年、それから有識者会議が令和3年にございましたが、様々な経緯などにも触れつつ、今後の方向性ということでまとめさせていただきました。

2番目については、日本語教育機関の評価の制度ということで、認定制度を創設することにつきまして、令和3年までに御議論いただいたことを踏まえて、更に具体的に御意見いただいたものを検討の方向性ということでまとめさせていただいております。

3番目でございますが、日本語教師の資格化に関することということで、項目としては筆記試験から実習、それから試験の免除という意味での指定養成機関のお話、それから経過措置というようなことを、項目として具体的な御意見を頂いているところでございます。

最後の4番目は、新しい制度ということで、もちろん法律や政省令なども検討することとしておりますが、更にその制度をこれから将来にわたってお支えしていくためには、やはり様々な取組が必要であると考えておまして、それを基盤整備という形で項目を挙げさせていただきました。

この四つの項目立ての中で、これまで御審議いただいていたことに加えて、新たに出てきた論点を中心に御説明したいと思っております。

それでは、2ページ目を御覧いただければと思います。2ページ目については、初めて御覧いただく方にもこれまでの経緯を御理解いただくという趣旨で、背景や経緯ということで書かせていただきました。この辺りは御案内のことも多々あるかと思っておりますので省略させていただきたいと思いますが、令和元年に日本語教育の推進法が成立いたしました後、様々な課題がありつつ、検討も進めていただいたところということを中心に書かせていただいております。

3ページを御覧いただきますと、その中でもより具体的な課題ということで、改めて整理をさせていただきました。有識者会議の中では、もちろん留学のこれまでの受入れということでの仕組みということで、日本語教育のお話もあったかと思っておりますが、それに加えて、関係団体、例えば日本商工会議所さんなどからも、それから地方公共団体の事例ということもお伺いしまして、留学生、地域の日本語教育、それから就労者に対する日本語教育の課題ということで、共通となる課題を整理するとともに、それぞれの分野での課題を、簡単ではございますが、まとめさせていただきました。

3ページの課題の例を御覧いただきますと、「共通する課題」ということで挙げさせていただいておりますが、学習者等が日本語教育機関を選択する際、教育の水準について正確かつ必要な情報を得ることが難しい状況があるということを改めて挙げさせていただいております。

また、地域の日本語教育の中でも御意見いただきました、専門性を有する日本語教育機関、日本語教師の質的・量的確保が十分ではない状況ということも、各分野通じて共通する課題ということで挙げさせていただいております。

また、日本教育機関、多種多様ということもございますが、組織的に改善充実を図る十分な仕組みがなかなか存在しないというようなことも書かせていただきました。

最初には留学のところに書かせていただいておりますが、こちらは少し御覧いただければと思いますが、4ページの方にわたって、御紹介させていただきたいところだけ御覧いただきたいと思います。本日の前半の御審議にも関係するところがございますが、「地域における日本語教育の課題」というところがございます。これは、都道府県・政令市の皆様から地域の日本語教育ということで御意見いただいたこと、そのほか先生方から頂いた御意見を整理したものでございます。

学習者ニーズの多様化・増加という意味では、これは何十年も同じ課題だとは思っておりますが、特にこの10年に当たって、増加傾向にある中でも、技能実習や特定技能、ビジネス関係の方々が「生活者としての外国人」として増加してきたことに対して、どのような日本語教育を行うべきなのかということが、多くの地方公共団体の方からも御意見をお寄せいただきました。

また、人材が少ないという意味では、背景としては、データにも入れさせていただきましたが、多くのボランティアの方々に支えてきていただいている状況がございますが、そういった方々の高齢化に伴うボランティアの不足、確保できないと。コロナがございましたので、更に追い打ちがかかっていまして、地域の日本語教室が閉じたままになっているというようなことでも御意見を頂いておりますが、その中でも、多様化ということの中で、やはり専門人材が更に必要である、特に日本語教育コーディネーター、それから日本教師の方々にも参加いただきながら、後ほど御説明いたしますが、いわゆる自立した言語使用者ということで、B1以上というようなところで、専門的な日本語教師の方々にも御協力を頂く必要があるのではないかとということが、多くの地方公共団体の方々からお寄せいただいた状況でございます。

それから、財政支援が十分でないということもたくさん頂きました。

また、「就労者に対する日本語教育の課題」でございますが、こちらにつきましては、経済団体の皆様にも御意見を直接お伺いさせていただきましたところ、外国人材の受入ニーズというのが、コロナでいっとき減少傾向がございましたが、この3月に水際対策も緩和されまして、今、非常にたくさんの外国の方が入ってきておられます。事業者の方々もそういったことを踏まえながら、更にニーズは高くなるということを感じておられますが、例えば日本商工会議所のアンケートも拝見いたしますと、事業者の方々が一番懸念されていることにつきましては、日本語学習が十分でない、コミュニケーションに不安があると。そういったことが共通の課題として挙がっておりま

す。

こういったところで、共通項は、先ほどの地域の日本語教育の在り方にも共通することといたしまして、専門的な人材の確保が急務であるということをご改め明らかにさせていただいたところでございます。

5ページも御覧いただければと思いますが、人材の確保、養成・研修につきましては、令和2年の審議会報告から様々な議論を続けていただいておりますが、更に加えて課題を書かせていただきました。例えば丸の下から二つ目でございますが、これまでも人材養成ということでは、大学等で専門人材として養成は行われていたのですが、調査結果によりますと、例えば大学学部の養成課程を経て実際に教師になる方は1割以下ということで、調査は2回させていただいたのですが、こういった傾向が続いております。

こういったことの背景といたしましては、社会的な認知度の低さや処遇の問題などございますが、さらに、日本語教師の方々のキャリア形成が明確でないという、大きな観点から御意見いただきまして、そういった課題に、全体として仕組みを作っていく必要があるのではないかと御指摘も頂いております。

さらに、養成課程である大学等から日本語教育機関へ就職するという形も、具体的に御意見を頂きながら、マッチングと申しますか、そういったことも含めて、皆様に御意見を頂きながら進めさせていただきたいと考えております。

6ページ以降は、令和3年の有識者会議の報告で頂いた制度の大きな柱を書かせていただいております。

特に7ページからですが、こちらは日本語教育機関の評価の在り方ということで宿題を頂いておりました。これを、日本語教育の教育課程を適切かつ確実に実施する日本語教育機関の評価制度という意味で、認定制度ということで検討を重ねていただきました。

まず「認定の目的」ということですが、これは正に法制度の最初の大きな目的になってまいります。我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人の皆様に対し、その希望や置かれている状況や能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るということをまず目的として挙げております。その中で、日本語教育機関において提供する教育課程に教員配置等の教育環境が整備された機関が一定の基準を満たした場合には、国において一定の質を保証するという観点から、認定を受けていただくということを書かせていただきました。

受けていただいた機関につきましては、次の次の丸に書いておりますが、先ほどの課題に対応するために、多言語でインターネット等を通して国内外に発信していくという仕組みを作らせていただくこと、それから、認定を受けた機関につきましては、生徒募集ということで、国が定める表示を付していただくというようなことを書いております。

そのほか、日本語教育の推進法を踏まえますと、外国人等に係る教育の観点だけではなく、出入国管理その他の関係施策との協力ということをごきちんとしていくということも御意見いただきまして、検討しているところでございます。

さらに、「機関の継続的な質の保証・改善」ということでは、絶えず自己改善に努める、内部質保証システムということで、自己点検評価はこれまでも実施いただいていたことかと思っておりますが、定期報告を求めたり、課題が見られるところには、助言・指導、それから段階的な是正措置ということもやむを得ない場合も出てくるかと考えておりますが、そういった形で、すばらしい取組をしている機関についてはもちろんアピールもさせていただきたいと考えております。一方、課題がある機関につきましては、何が課題でどのような改善を図っていただきたいかということをご、これからは教育上の観点からも国の方としてお伝えできるような仕組みとして書かせていただいております。

また、7ページの最後は経過措置ということで、認定を受けていただく機関につきましても、今、在留資格と関係しております留学生の関係では、法務省告示校という制度がございます。1年で全ての教育機関が認定を受けていただくということは難しいかと思っておりますが、何年間か、経過措置ということで期間を設けさせていただきながら、認定を進めていくことを念頭に書かせていただきました。

8ページ以降につきましては、日本語教師の資格に関する仕組みでございます。これは、令和2年に審議会では、公認日本語教師ということでおまとめいただいていたかと思えます。その後、いろいろな御意見を頂きました。意見募集なども拝見していますと、公認と書くと、公認ではない方はどうなるのか、非公認になるのか、自分たちは日本語教師として働けなくなるのかというような御意見も頂いております。そういうことではなく、今回、登録日本語教員ということで御提案させていただきましたのは、一定の専門的な知識・技能を身に付けていただいて、国が創設する資格ということで、国に登録していただくと。その登録いただいた方々につきましては、キャリア形成ということで仕組みを作らせていただきまして、例えば丸の三つ目に書かせていただいております専門人材として求められる役割を段階的に、例えばあとは「留学」「就労」「生活」などの活動分野ごとの資質・能力を踏まえた研修を受けていただけるような支援策を講じさせていただくと。受講された方は、研修履歴ということで、きちんと登録された後に証明ができるように、いろいろな場で活躍できるような、そういう仕組みにさせていただきたいという議論を重ねさせていただきました。

ただし、この登録日本語教員につきましては、先ほどの認定日本語教育機関に配置していただくということで、認定日本語教育機関と登録日本語教員の制度をばらばらで考えるのではなく、認定を受けていただく日本語教育機関におきましては、登録日本語教員の皆様が、是非専門的な人材ということで御指導いただける仕組みを考えさせていただいております。特に現職の方については、オンラインなどで研修を重ねられるよう支援していただきたいという御意見を頂きました。

配布資料3-3「教育実習実施機関・指定日本語教師養成機関の方向性（イメージ案）」も御覧いただければと思います。配布資料3-3の6ページには、今申し上げたような養成研修の全体像のイメージを挙げさせていただきます。赤い囲みのところが先ほど申し上げました登録日本語教員ということで、今回の制度設計としての対象範囲をお示しさせていただいておりますが、登録された後の例えば初任者研修につきましては、これまでも先生方に御助言いただきました、初任者研修の活動分野例のところにもございますが、これはこれまで開発を続けさせていただいておりますものでございますが、制度の創設に当たりましては、できる限りこれは継続して、多くの皆様に受けていただきまして、これを研修履歴などに記載できるような、そういう仕組みが出来たらと考えております。

また、中堅の研修、それから日本語教育コーディネーターにつきましては、平成31年の審議会の御報告を踏まえまして、地域日本語教育コーディネーター研修もあれば、就労とか生活者も、コーディネーターの機能は非常に重要になると考えております。どのように関連させていただくかという考え方、我々として非常に重要と思っておりますのは、日本語学習支援者、ボランティアの方々、たくさんの方に支えていただいていると思っておりますが、そういった方々が地域の中で、この制度がありながらどのように活躍していただくようになるかということも意識しながら、全体の制度設計を考えさせていただきたいと思っております。

9ページを御覧ください。先ほど申し上げました登録日本語教員、試験の仕組み、それから教育実習、指定養成機関、これは令和2年・3年で重ねていただいた仕組みを基本にしながらか記載させていただきましたので、説明は省略させていただきたいと思っております。

10ページからの「2.日本語教育機関の認定制度に関すること」ですが、これは12ページを御覧いただければと思います。法律のレベルで制度がいずれ、御議論がありまして、成立しましたら、その後になると思っておりますが、さらなる評価の基準の在り方、例えばそれは、法令でいきますと、省令やいろいろなレベルで規定していくことになると思っておりますが、更に審議会でもこの提言につきましては評価いただくことを念頭に書かれております。

その評価を頂くときの評価の観点となるものが、12ページから「総則等」、それから「教育の内容・方法等に関する評価」ということで様々な御意見を頂きまして、列挙させていただいております。特に12ページの教育の内容・方法等につきましては、先ほど修得レベルの話もございましたが、留学についてはB2相当レベル以上の教育課程で評価していただいております。

今後の課題ですが、これからは、例えばゼロレベルからの教育課程の受入れの可能性、非漢字圏からの留学生の増加を踏まえた対応も、もう少し実態や課題などを把握して、留学の施策としてど

うするのかというような御意見もいただいたところでございます。

こちらにつきましては、化審議会国語分科会が策定した「日本語教育の参照枠」に基づいた基準を想定しながら、引き続き検討していただくということを書いております。

そのほか、「人的・物的な体制の評価」ということで、収容定員や、次の13ページは、教員の配置ということでの規定や、施設・設備、入学者の募集等、それから生徒への教育及び生活上の支援体制ということでも御意見いただいたことを書かせていただいております。

この辺りは、ある程度、法務省告示校の告示基準も参考にしながら、留学の分野ということも想定しつつ、基本的な柱となるものを書かせていただいております。後ほど別途、生活と就労については御説明いたしますが、14ページにわたります、組織の質の維持向上に関する取組の評価、在り方ということも書かせていただきました。

あまりお時間がないので続けますが、15ページからは、「就労」「生活」類型ということでも書かせていただいております。「就労」「生活」につきましては、いろいろヒアリングさせていただいたり、調査なども、アンケートなども御協力いただいているのですが、実際の詳細は、非常に多様な形態で実施いただいているという状況でございます。

ただ、一つの方針としては、方向性の最初の丸に書いておりますように、質の担保が確実に図られるよう、就労者、生活者の学習ニーズに対応した認定の在り方をまず基本として考えると。スタートするということを書かせていただいております。

その教育内容や方法というところでございますが、こちら、「日本語教育の参照枠」につきましては、自立した言語使用者というキーワードが今日、何度も出ておりますが、習得レベルB1相当以上の教育内容に沿った質を確保することを前提に検討するということは書かせていただいております。

ただ、こちらにも、働きながら学ぶ就労者の方々や通学が困難な生活者の方々も非常に多くいらっしゃるということも考えた、そういった学習環境を作れるようなものということを書いております。

あとは、次の丸ですが、ここは様々の取組の例を御存じの先生方に御意見いただきたいと思っておりますが、就労者や生活者の方々は、まとめて、例えばA1からB1まで、留学生のように毎日通って学習するというのは非常に難しい状況におられるのではないかと推察いたしますが、こちらでは、例えばA1、A2、B1ということ、それぞれ地域のニーズに応じて、少し間を空けながらも、まとまった形で受講できるような、そういったプログラムを提供できる形態、機関であるということも想定しながら書かせていただきましたが、その形態などの評価の在り方も、継続して審議会などで御議論いただきたいと考えております。

15ページの一番下の丸ですが、ここから就労者向けの日本語教育機関の評価の在り方ということで書いております。これもB1以上ということを書いておりますが、特色としては、コーディネーターとして配置いただく方がどのような役割を果たすのかということでは、例えば事業者や産業界のニーズを踏まえた教育プログラムを設定できるというようなことを書かせていただいたり、あとは連携体制というようなことも書かせていただいております。

16ページになりますと、丸の二つ目が「生活者を対象とした日本語教育課程を置く機関に関する評価の在り方」と。こちらについては、令和3年度有識者会議で少し具体的な項目が挙がっていましたが、二つ目の丸には、①、②、③と三つのパターンを書かせていただきました。地方公共団体が自ら設置する場合もあれば、地方公共団体の方々が国際交流団体と連携して実施する場合もあれば、地方公共団体が他の専門的な日本語教育機関と連携して実施する機関ということ、まだ分かりづらい状態にあります、現時点の状況を踏まえた形で、どのような形があり得るのかということでは御意見を頂きたいと思っております。

生活者としての外国人の方々のニーズを踏まえたということでも考えますと、何らかの形で地方公共団体との連携による、地方公共団体の中での法制度に沿った形での教育課程の編成というものも書かせていただきました。

あとは、習得レベルB1以上、それからコーディネーターにつきましても、生活者の学習ニーズを踏まえた教育プログラムを設定できるコーディネーターを配置いただくということも書か

せていただいております。

ただ、生活者、就労者については、施設設備や教員の配置の在り方、留学と全く同じというわけにはいかないかなと思っておりますので、そこについてどのような定め方をするかについては、先生方から御意見を頂きながら、引き続き検討させていただきたいと思っております。

17ページは、(4)でございますが、情報公表ということでございます。この辺りは、お時間ございませんので、後ほど御覧いただければと思います。配布資料3-5「多言語情報発信サイト等について」に様々なアンケート結果ということで添付させていただきましたので、こちらも御参照いただきながら、御意見いただければと思います。

基本的に、公表していただかなければいけないという項目もあれば、プラスして是非お届けしたいという情報もあるかと思いますが、具体的に学習者の方々、日本語教育機関の方々は今どのような情報が必要だと思っておられるかというのを配布資料3-5「多言語情報発信サイト等について」に記載させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

その御意見を踏まえながら、公表の項目の在り方については継続して審議させていただきたいと思っております。

(5)からは、自己点検評価と第三者評価のところでございます。基本的には、制度におきましては、自己点検評価を、更に改善を図っていくという趣旨で、必ず実施いただいて公表していただくような範囲を考えておりますが、第三者評価につきましては、いろいろな調査の結果や御意見を踏まえますと、必須項目ではなかなか難しいかと思いますが、例えば第三者評価を行うことにつきましては推奨させていただくという観点から、優良な日本語教育機関の評価要素というようなことで、プラスアルファの何か方向性というものが評価の在り方として考えられないかということで、引き続き検討するというのでまとめさせていただきました。

続きまして、3番が日本語教師の資格に関するところでございます。ここも平成31年の審議会でおまとめを踏まえながらということで、(1)では筆記試験ということで記載しておりますが、基礎的な知識及び技能につきましては、平成31年に提言いただきました3領域5区分15下位区分、それから50項目に基づく「必須の教育内容」を踏まえたものということで、その試験の性格ということをより明確にさせていただいております。

もう一つのものが、「知識及び技能の応用」という書き方になっておりますが、いかにいろいろな横断的な形で基礎的な知識を応用して問題解決能力ということで発揮していただけるかということ、試験②ということで加筆させていただきました。

19ページからは試験の内容、出題の内容・形式を書かせていただいております。「出題の内容、形式」のところを御覧いただきますと、改めて「必須の教育内容」50項目に基づいた基礎的な知識・技能ということで測定していただくという試験のことを書いておりますが、区分の方ですね、下から最初の丸ですが、区分としては、試験区分1、試験区分2ということで、今記載させていただいたような表現ぶりでもまとめさせていただいております。

20ページを御覧いただきますと、最初の丸は、出題形式のことで、筆記試験①、筆記試験②共に多肢選択式とするということでまとまっております。こちらについては、記述式をどうするかという御議論もありましたが、今回、実践的な実習を必須に求めさせていただくことを考えますと、その中で、これまで問題解決能力を測る役割を果たしておられ、非常に意義はあると思うのですが、教育実習の中できちんと実践力を評価すること、それから試験の実施のための運営に掛かる費用対効果も考える必要があるのではないか、それから、日本語教師の方々が一時的に今不足しているという御意見は非常にありましたが、質・量を確保するために受験者の配慮などを考えることを考えると、有識者会議での今の御議論は、筆記試験、多肢選択式という形でまとめさせていただいているところでございます。

そのほか、合否判定の在り方や試験の実施体制なども、頂いた御意見を記載させていただきましたが、スタートの時点では試験の回数を増やしていただきたいという御意見もありましたが、まずは確実に仕組みを作らせていただくということで、年1回以上の試験を実施ということでスタートということではどうかという御意見を頂きました。

ただ、将来的には実施回数の増や、例えばCBT化を含む試験方法については、制度開始後の受

験者数や教員数の状況を踏まえ継続して検討するという御意見をまとめさせていただいております。

それから、登録いただいた方々については、次の下から丸三つ目ですが、登録証の発行、登録簿の管理といったことで、国において調査研究を行い、結果を踏まえた具体的な仕組みを構築すると書かせていただきました。

こちらについては、後ほどもございますが、資料にイメージを付けさせていただいております。配布資料3-5「多言語情報発信サイト等について」でございますが、2ページ目に、日本語教育に関する多言語情報発信サイトのイメージを付けさせていただきました。今年度から、いろいろ御意見を頂きまして、日本語教育機関も日本語教師の方も、例えば養成機関の方も、電子上で申請できるようなシステムを構築できればということで挙げております。

こちらについては、今まで全て紙媒体でたくさんの資料を頂いて、又お戻しするという、皆様にも非常にお手間をお掛けしていると思っておりますが、これを何とか、DX化の時代の中で業務効率化ということも踏まえまして、このような絵の形のシステムを構築してはどうかと考えております。

その中心になるのが登録日本語教員ということで書かせていただいております。登録証も発行させていただきますが、研修歴なども管理できるようなマイページも設定すると書いております。こういう形で、御本人様もキャリア形成ということを常に意識していただきながら御活用いただけるようなものにできたらと考えております。

また、3ページには、これまでも実施してまいりましたNEWS（日本語教育コンテンツ共有サイト）を更に充実して、一緒に発信させていただくことで、多くのコンテンツなども活用して、自己研修にも活用していただけるよう、一体的な情報発信を目指してはどうかと御提案させていただいております。

以上、資格化についてでございます。（2）以降が教育実習でございます。21ページを御覧ください。令和3年に御議論いただいた教育ミッションの内容に、更に具体的な内容を記載しております。

大きな話としては、オンラインの件でございます。コロナ禍の中で、様々なオンラインの取組が生まれてきております。こういった中で、授業の方法としてもオンラインが必要になるということで、実習の中でも、例えば教壇実習でも対面型とオンライン型ということで、これは同時かつ双方向を前提で検討すると書いております。制度設計については更に審議会でも議論を継続いただきたいと思っております。

そのほか、「教員の要件」、「教壇実習」ということでかなり具体的に書いておりますが、多くの先生から、養成機関とは別に教育実習を行う機関がある場合に、その責任体制、運営体制をしっかりと規定して、審査もする必要があるという御意見を頂いております。

「教壇実習」につきましては、令和2年のときにも御議論いただいたと伺っていますが、22ページの真ん中に「例」として、指定日本語教師養成機関内の教壇実習の場を確保することが非常に難しいということも頂いております。5つほど例を書いておりますが、こういった例を挙げるにしても、どのような形で質を確保するか審議会でも御意見を頂ければと思っております。

そのためには評価・公表ということで、どのような評価項目や評価基準が必要かということも御審議いただきたいということで記載しております。

23ページ以降が、「（3）指定日本語教師養成機関」ですが、現在、大学・大学院等で179大学、それから民間教育機関で養成研修機関が139機関ございます。届出制で、たくさんの届出を頂いているわけでございますが、様々なレベル、質があるという現状でございます。先生方から御意見いただき、23ページの後段から、どのような評価項目があり得るかということを一覧させていただいております。御説明は省略させていただきますが、平成31年のときから継続していただいている方向性を踏まえた形でございます。

多くの先生方から、組織内の体制の役割分担、責任をどのように明確にしていくのかを御意見として多くいただきましたので、24ページに、例えば教育実習の場合でも、実習施設及び実施計画を養成機関に求めると記載されております。

25ページは、日本語教員の現職の方々に対して経過措置について丁寧に議論を進めていただき

たいと思ひまして、配布資料3-2「質の維持向上の仕組みの検討の方向性（イメージ案）」の3ページにイメージということでAからFのルートを書いております。経過措置期間には指定養成機関同等と認められる現行の課程を修了した方々、民間試験の合格者も、これまでの文化審議会でおまとめいただいた提言の内容を踏まえて、それに一定の要件を満たすものということで、専門家の方々に評価いただいた上で、認められる方についてはもう少し負担を軽減させていただくということで、講習というルートも書かせていただきました。これについてはまだまだ御意見を頂くかと思ひますが、まずは一旦、具体的に御議論いただくためのイメージということで御覧いただければと思ひます。

最後に、26ページ「4. 新たな制度に必要な基盤整備等」ということをございます。

(1) でございますが、教員の先生方に特に御関心を持っていただきたい点です。キャリア形成に当たりましては、様々なシステム上の申請から、研修履歴をきちんと残せるシステムということをお説明いたしました。それぞれシステム構築については、日本語教育機関や日本語教師養成機関、日本語教師の方、学習者の方々から、どのような観点からシステムを作るべきかという御意見を頂きたいと思ひまして記載しております。

27ページは、地域における日本語教師養成・研修の拠点整備ということを書いております。養成機関で毎年在籍している方は非常に多いわけでございますが、実際に日本語教師になれる方は1割以下という現状をどのようにしていくかということでございます。一番の大きな課題は、当然処遇やキャリアを描けない状況もあるかと思ひますが、もう少し具体的に、何か地域単位で取り組んでいただくことができないか、配布資料3-2の5ページ、来年度の概算要求もさせていただいております。こちらについては、日本語教師の研修の担い手となる方々の養成・育成も必要ということで、高度かつ専門的な日本語教育の指導法に関する教育、研究も行っていただいて、その研究成果を現場に還元していただけるような、そういうサイクルを地域単位で是非作っていただけたらと考えております。

就職の問題なども、地域における課題を共有して対応していただきたいということでございます。また、潜在的な日本語教師の復帰促進のためのオンラインを含めた研修なども御提案させていただいております。

(2) は新たな制度の活用促進でございます。これは配布資料3-4で、検討中で、これもイメージでございます。まだまだ御意見あると思ひますが、制度を創設された後のお話として、今、配布資料3-4で御覧いただいております留学関係、それから就労・生活関係、様々な関係省庁の皆様にも御意見を頂きながら、今、検討しているものでございます。

例えば在外公館におきましては、インターネット等で認定機関につきまして多言語で情報発信をするということでございますが、ホームページ上で御紹介するだけではなく、現地の在外公館の留学担当の方から、現地で日本に関心がある方、日本に勉強しに来たいと思っている方が多い学校など、そういった情報などを持っていらっしゃる方々に、現地での情報発信をいろいろな形でいただくということも御相談させていただいております。

そのほか、技能実習や特定技能など、就労関係では、厚労省や法務省様々な関係機関がございまして、そういったところで御相談に乗っていただくときに、認定日本語教育機関の情報を活用していただいて、学習者に届けていただけるようにするにはどうしたらいいか、御相談しております。

御説明が長くなって恐縮でございますが、第6回までの検討状況を御報告させていただきました。先生方からも御意見を頂きたいと思っております。どうぞよろしく御願ひいたします。

○浜田主査

圓入課長、ありがとうございます。非常に多岐にわたる御検討を頂いているというところでございます。大きな制度の変革として、日本語教育の質の維持向上のために、一つは日本語教育機関の認定制度、もう一つは日本語教師の国家資格化という2点について議論しております。

日本語教育機関につきましては、留学の類型に関わる部分でかなり具体的に認定の基準を示していただいておりますし、また、従来の告示校の制度とは違い、就労・生活の類型についても日本語教育機関の認定を行っていくということで方向性を示していただいております。

また、日本語教師の国家資格化につきましては、登録日本語教員ということで、試験の内容・形式、そして実習について、かなり具体的な案が提案されております。また、研修によって質の向上を目指していくということも議論されているところです。

最後にありましたように、この二つの制度について今後どのように運用していくかということについて、関係省庁と連携していただいて、既にかなり活用のイメージも示していただいたということかと思います。

今回、日本語教育全体の枠組みに関わります大きな制度の変革となります。また、このことが、国内の日本語学習者だけではなく、海外からの新しい人材の受入れについても大きな影響を与える制度となりますので、是非とも委員の皆様方から積極的に御意見を頂ければと思う次第です。

本小委員会からも、私を含めまして数名の委員がこの会議に御参加いただいておりますので、その委員の先生方からもコメント等いただければと思う次第です。

それでは、先ほど同様、御意見・御発言おありの委員の方は挙手ボタンを押していただければと思います。よろしく願いいたします。

長山委員、お願いいたします。

○長山委員

4点ございます。

有識者会議の今後の協議スケジュールがあれば教えていただきたいということが1点目です。

2点目ですが、15ページに、「「就労」「生活」類型への対応」ということで、認定機関のことについて触れられています。もちろん質の担保が確実に図られるというのは大きな目標として当然のことなのですが、どういう認定基準を作っていくのかといったところで、留学あるいは告示基準との共通性という考え方よりも、むしろ新しく作るということで考えていかないと、生活や就労といった巨大なニーズに応える認定機関としても担い手不足になっていってしまうのではないのかということがになりました。

3点目は、日本語教育としてB1相当レベルまでは当然提供していくべきだという点に総論としては賛成なのですが、就労のいろいろな現場に合わせていったときに、必ずしもB1でなくていい仕事もありますし、技能別に見ていった場合も、職種によっては、ある技能は別にA2まででいい、やはりB1レベル相当まで欲しいといったときに、業種別・業界別にいろいろな提供していく組織が出てくると、一律にB1まで求めるという考え方ではない方がいいのではないかと思います。

4点目です。5ページに人材の確保が出てきます。何回か日本語教師の処遇のお話が出てきたかと思うのですが、何か処遇については本当に突っ込んだことができないのかなといつも思っています。煎じ詰めて言うと、日本語教師だけで食べていけるようにするために、具体的に何ができるのかだと思うのですが、謝金を買ったたくような仕組みにしないことがすごく大切だと思っています。標準謝金のようなものでもないと、なかなか変わっていかないと感じます。

今の制度でいくと、国や、あるいは地方公共団体が公示をかけて日本語の教育事業を展開するときに、単純価格競争をしてしまうことがあって、むしろ国や地方公共団体が買いたたいっているという状況が出てきてしまっています。それを防ぐような何か一手が打てるのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局に答弁をお願いしたいと思いますが、1点目がスケジュールについて、2点目は担い手不足が起きてくるのではないかとということ、それから3点目が業種によってニーズ別の就労のタイプの在り方があるのではないかとという点、そして4点目が日本語教師の処遇の向上についてということでございます。事務局の方でお願いいたします。

○圓入国語課長

まず1点目でございますが、冒頭で一気に御説明してしまったので、もう丁寧に御説明いたしますと、有識者会議の協議スケジュールにつきましては、今、6回まででこのたたき台案がまとまっ

ておりますので、次の12月13日、第7回が素案ということで、総論的に一度整理してまとめられればと思っています。もしおまとめいただけたらですが、その後1か月ぐらいは意見募集を広くさせていただきたいと考えております。頂いた御意見などを踏まえて、一旦は最終的な報告ということで、年明けにはまとめさせていただければと考えております。年度内は、そういう意味では、12月と1月ぐらいでまとめさせていただければと。

ただ、この有識者会議の報告については、今後検討する必要があるということでまとめていただこうと思っております。その後、法案の状況を踏まえながら、日本語教育小委員会の審議会で具体的に基準などの在り方について、実際の基準を作っていくという作業に入らせていただきたいと思います。

この審議会で御議論いただくためにも、今度、有識者会議で方向性をまとめていただきたいと思いますので、そういう意味では、途中経過報告として御報告をさせていただきました。いずれ先生方に御意見を頂きながら検討させていただきたいと考えております。

二つ目の15ページでございますが、就労・生活の関係は、正に長山先生おっしゃっていただいたことを我々も感じております。ただ、一方で、一つの基準を作っていくとすると、どうなのかといいますと、今、様々な生活・就労の取組が行われているという中で、共通項を見いだすのに非常に苦労しております。あまりハードルを上げ過ぎると、正に3点目におっしゃっていただいたように、担い手も足りない、それから機関としても成り手がなかなか生活・就労というのは難しいというようなことも懸念しております。

この制度作りについては、一度、大きな法律の枠組みというのは出てくるとしても、今御議論いただいているその下で評価いただくような基準作りにおいては、最初の制度の第一段階ということで、まずは確実にできるところというものを御検討いただけたらと考えております。

そういう意味では、B1以上ということや、施設設備、教員の配置の在り方、それからオンラインの在り方というのは、今、学校教育の関係で、省令などで定めている在り方というものも類似のものがあるのですが、それも実績があるものをどうしても行政というのは参考させていただきながらになるところがあるにせよ、新しい仕組みとしては、この報告書に書いておりますように、外国人の方々の就労、生活者の学習ニーズに対応できているのかどうかということがまず大事と思っておりますのと、あと、それを提供していただける、機関として関わっていただける、いわゆる法務省告示校だけではなくて、団体の皆様、それから地方公共団体の皆様の御意見を踏まえて、まずは第一歩としての仕組みというのはどうあるべきかということで設計できたらと思っております。

そういう意味で、15ページには、迷いながら、①、②、③ということで書かせていただいております。何とか今、就労や生活のプログラム提供をしていただいている方、これからしようとされている方々に、まずは第一歩として提供する。ただ、その基準は、横軸としては一つの統一基準となりますので、具体的な御意見を頂ければと思っております。

そういう意味で重要だと思っておりますのは、施設設備もちろんあればいいのですが、それよりは、例えば就労者向けであれば教員の配置以外に、コーディネーターの配置ですね、どういった役割を果たすコーディネーターを配置いただくかということも非常に重要かと思ひますし、どういった教育課程、教育プログラムを提供していただくかという計画を作っていただくことも重要な側面が出てくるのではないかとということで、先ほど御指摘いただいた新しい観点を是非御提案いただけたらと考えております。

最後に、処遇の問題ですが、私どもも、先ほどおっしゃっていただいたような問題意識がありまして、文章には確かに明確になっていないかと思うのですが、まずは現場の先生方、それから今日御参加の審議会の先生方も御理解いただいていると思うのですが、社会の中でどれだけ厳しい状況に置かれているかということをもっと説明していかなければいけないと思ひまして、日本語教育関係の参考データ収集をバージョンアップしているのですが、26ページに日本語教師の処遇というデータを挙げさせていただきました。

これは大学と比較するとはっきりしているのですが、年収分布で、常勤の方の年収が低いということ、非常勤の方の謝金の単価が非常に厳しい状況にあると。

こういうところから丁寧に御説明しつつ、留学だけではなくて、生活・就労で専門的な人を求め

ていらっしゃる関係者が多い中で、人数も少ない、法務省告示校でも常勤の方は34%、非常勤の方は65%で、特に40代、50代、60代で非常勤の方が多いと。学校の中核を担う先生方がそういった状況にあるということは今までデータとしてあまりお示しできていなかったものですから、そういうことをきちんと御説明できるような形で、有識者会議では提供させていただいてまいりました。

まずそこから、社会全体の、日本語教育に関わっていない方を含めて御理解いただいて、本当に必要だと思っただけでいるところであれば、ここから改善していかなければいけないということをお示しさせていただければと思っております。

単価の話は、確かにこれから国家資格になりますと、いわゆる専門家ということできちんと評価していただけたらという意味では、文化庁も含めて考えないといけないと思っておりますが、又御助言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○浜田主査

ありがとうございました。長山委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、村田委員、永田委員の手が挙がっております。村田委員、お願いいたします。

○村田委員

村田です。非常に短期間の間に非常に詳細な検討をされたということにまず敬意を表したいと思います。

私が理解できていないだけなのかもしれないのですが、8ページに教員に対する研修あり、留学、就労、生活の活動分野ごとに分けた研修とありますね。これは、日本語教育人材の資質の議論においても、このような分野に分けて検討を行っておりましたので、対象別に異なるメニューで研修を行うということは理解できます。この研修の制度と認定日本語教育機関の教員配置の関係について、例えば留学関係の授業を提供しようと思っている学校は、必ず留学の研修を受けた教師を配置しないといけない、あるいは留学の研修を受けた人でないと授業が持てないということになるのでしょうか。そこを教えていただければと思います。

○浜田主査

事務局の方でお願いいたします。研修制度と認定の基準の関係でございます。

○圓入国語課長

絵として御覧いただくのが分かりやすいと思うので、配布資料3-3「教育実習実施機関・指定日本語教師養成機関の方向性（イメージ案）」の6ページを御覧ください。登録日本語教員はこの赤い囲みのところで制度設計をしております、今のところ、初任者研修で六つの分野がありますが、これは必ず受けていただければいけないということを制度に明記するということでは、今、ないという状況です。

ただ、キャリア形成ということでは、登録後にこういった初任研修や中堅研修、それからコーディネーター研修ということで、いろいろな情報が届けられるように、登録日本語教員の方々についてはキャリアアップを図っていただけるよう取組は是非進めさせていただきたいということでございます。

また、認定日本語教育機関については、この赤い囲みで登録日本語教員となる方を配置いただきたいということを書いてございます。認定日本語教育機関の中でも、教員の方々に対して、組織のマネジメントとして自己研さんや外部の研修を受けられるような、そういう計画的な対応も自己点検評価の中に取り入れていただきたい、制度的な枠組みの中で求めているかどうかという御意見を頂きましたので、記載させていただきました。

○浜田主査

ありがとうございます。村田委員、よろしいでしょうか。

○村田委員

つまり、資格に関わる話ではなくて、資格を取った後の自己研さんの話であるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○浜田主査

永田委員、お願いします。その後、戸田委員、仙田委員の順でお願いしたいと思います。

○永田委員

日本語教員養成をやっている立場からのコメントですが、今回、教員養成を受けた者が登録日本語教員になって、その後、日本語教育機関へ就職していくための仕組み、あるいはそれ以降のキャリアを形成していく仕組みが作られるというのは大変良いことだと思って聞いていました。

同時に、その後、更に高い専門性を有する人材をどのように育成していくか。これはもしかすると大学院の役割になってくるのかもしれませんが。今回の議論に直接どこまで乗ってくるのかも分からないのですが、そういう視点は重要だろうと個人的には考えております。

もう一つ、指定を受けて、その後で、養成機関としての質をどのように維持していくか、定期報告を求めることは大事だろうと思っております。教育機関の見える化ですね、どういう養成が行われているかを見える化、可視化していくというのは大事です。

一方で、日々、いろいろな自己点検に追われておられて、これも骨の折れる作業ですから、どのような形ができるか分からないのですが、縦割りでやっていくのではなくて、一部、自己点検で既にやっているようなところはその情報を使って点検していくといった情報の乗り入れができるとうよいと思います。教員の負担が大きくなって教育の質が落ちるといのは本末転倒ですので、自己点検が大事というのは大前提であると思うのですが、その在り方についても議論がされるといいと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○圓入国語課長

今、永田委員から御指摘いただきました1点目につきましては、27ページの最初の方から丸一つ、二つ、三つと一応記載はさせていただいたのですが、メッセージが弱いということであれば、何か御意見を頂ければと思っております。

また、可視化していくことは非常に重要かと思えます。評価について、それから定期報告、自己点検評価、全てにわたって重要なのですが、あまり御負担が重なり過ぎないように、負担がどのように減らされるかということは常に念頭に置きながら、検討させていただきたいと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。戸田委員。

○戸田委員

「日本語教師の国家資格に関すること」という18ページから続く19ページの一番上のところでは、私は、指定日本語教師養成機関の修了者は筆記試験①が免除されるという仕組みについて、教師の動機付けになると思っております。永田委員がおっしゃったことと関連するのですが、養成機関の教育内容というものをしっかりと見ていく必要があるだろうと思えます。何が大事であるのかを決め、そこに時間を掛けて養成していけば、おのずと質も高まっていくものだろうと思えます。今のように試験の合格のために養成を行うところもなくなるのではないかと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。一応、日本語教師養成機関についても認定を行うということになっておりますので、又その中で検討していきたいと思っております。

では、仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

生活者に対する日本語教育に携わる立場から一言なのですが、こういったことが検討されて、養成課程を修了した方たちが積極的に生活の現場を選んでくれるようになれば、地域の格差というようなものも解消されていくのではないかと、大変期待をしているところでございます。

そのことに関連して実習についてです。22ページで、指定の日本語教師養成機関外で想定されるものとして、地方公共団体が主催する地域日本語教室のコースが例示されておりますが、私どもの今の現場をイメージしたときに、なかなか実習の指導者を配置するという事は困難だと思われまますし、実際に養成課程に在籍していらっしゃる方たちを受け入れていけるだろうかという正直気になっております。こういったことを実現するためには、普段から地方公共団体や生活者のための日本語教育を実施している機関が、養成課程あるいは大学といった専門機関としっかりとしたパートナーシップを形成しておくことが必要であると思っております。

一方でこれまで議論してきた「地域における日本語教育の在り方について」では、あまり養成機関との連携などについて記述がなかったのではないかと気がします。養成された人たちが、留学だけではなく、これからは生活や就労の現場も選んでくれる可能性が広がるという感じで、私自身の認識が甘く、のんきに考えていた部分もあるかもしれませんが、養成した後のことだけではなく、人材を養成する段階からもっと積極的な関わりが必要になってくるということがもしあれば、地方公共団体などに対しても説明をしていく必要があると思っております。その辺りのことも今後検討していかれる必要があるのではないかとお思います。

○浜田主査

ありがとうございます。御覧いただいている22ページの米印に、「実習機関と受入先となる機関等の実態を踏まえた内容・体制の在り方を検討する」とありまして、この内容の具体を検討していく際に、恐らく今コメントいただいたことも含めて考えていく必要があると思っております。

限られた時間ですが、いろいろと御意見を頂きまして、ありがとうございます。内容につきましては、意見募集の後、本小委員会でも引き続き検討を行うと伺っておりますので、皆様、引き続き関心をお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、閉会を前に、事務局より連絡事項があればお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

事務局より、次回の会議日程について御連絡申し上げます。11月29日火曜日10時から第82回国語分科会が予定されております。「地域における日本語教育の在り方について」を報告申し上げたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。年内はこれで最後となりまして、年明け1月13日金曜日15時から第5回「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループが開催されます。今期最終回となりますので、よろしくようお願いいたします。

日本語教育小委員会ですが、2月10日金曜日の1時から第117回日本語教育小委員会が予定されております。今期最終回でございます。御出席のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田主査

これもちまして第116回日本語教育小委員会を閉会といたします。ありがとうございました。